

労災認定事例一覧表

お怪我された方	お怪我の内容	給付内容	ご感想
皮革製造を営む代表者様の労災事例です。	作業台を移動中、左親指を作業台と壁の間にはさみ複雑骨折。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒31,937円</li> <li>◎医療費⇒労災から全額補償</li> <li>◎休業給付金⇒ 労災から1,200,000円を受給(休業60日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%)</li> </ul> <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒7,455円</li> <li>◎みらいふ労災共済から休業共済金⇒300,000円を受け取り(給付基礎日額の20%)</li> </ul>	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が31,937円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として1,200,000円(1日あたり20,000円特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も7,455円とわずかな金額で休業共済金300,000円を受け取ることができました。</p> <p>補償の内容とともに、これらの「みらいふ労災共済」掛金は全額「経費」として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>
解体作業を営む代表者様の労災事例です。	解体作業中、ガラス片が左手首に刺さり腱を断裂。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒136,875円</li> <li>◎医療費⇒労災から全額補償</li> <li>◎休業給付金⇒労災から2,460,000円を受給(休業123日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%)</li> </ul> <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒24,582円</li> <li>◎みらいふ労災共済から休業共済金⇒615,000円を受け取り(給付基礎日額の20%)</li> </ul>	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が136,875円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として2,460,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も24,582円とわずかな金額で休業共済金615,000円を受け取ることができました。</p> <p>補償の内容とともに、これらの「みらいふ労災共済」掛金は全額「経費」として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>
機械器具製造業を営む代表者様の労災事例です。	スタンプ機械にて加工作業中、製品を取ろうとして左手を機械に入れた際に、指を挟み骨折してしまいました。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒27,375円</li> <li>◎医療費⇒労災から全額補償</li> <li>◎休業給付金⇒労災から1,800,000円を受給(休業90日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%)</li> </ul> <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒3,604円</li> <li>◎みらいふ労災共済から休業共済金⇒450,000円を受け取り(給付基礎日額の20%)</li> </ul>	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が27,375円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として1,800,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も3,604円とわずかな金額で休業共済金450,000円を受け取ることができました。</p> <p>補償の内容とともに、これらの「みらいふ労災共済」掛金は全額「経費」として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>
機械器具製造業を営む代表者様の労災事例です。	スタンプ機械にて加工作業中、製品を取ろうとして左手を機械に入れた際に、指を挟み骨折してしまいました。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒50,187円</li> <li>◎医療費⇒労災から全額補償</li> <li>◎休業給付金⇒労災から1,700,000円を受給(休業85日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%)</li> </ul> <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒4,288円</li> <li>◎みらいふ労災共済から休業共済金⇒425,000円を受け取り(給付基礎日額の20%)</li> </ul>	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が50,187円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として1,700,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も4,288円とわずかな金額で休業共済金425,000円を受け取ることができました。</p> <p>補償の内容とともに、これらの「みらいふ労災共済」掛金は全額「経費」として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>
小売り業を営む代表者様の労災事例です。	バックヤードにて荷だし作業中ダンボールにつまづき転倒。その際、段差に太ももを強打し骨折してしまいました。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒31,937円</li> <li>◎医療費⇒労災から全額補償</li> <li>◎休業給付金⇒労災から2,000,000円を受給(休業100日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%)</li> </ul> <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒4,288円</li> <li>◎みらいふ労災共済から休業共済金⇒500,000円を受け取り(給付基礎日額の20%)</li> </ul>	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が31,937円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として2,000,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も4,288円とわずかな金額で休業共済金500,000円を受け取ることができました。</p> <p>補償の内容とともに、これらの「みらいふ労災共済」掛金は全額「経費」として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>
卸売業を営む代表者様の労災事例です。	移動中会社の階段から転落、右足親指を骨折されたもの。	<p>【労災保険からの給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎労災保険特別加入給付基礎日額25,000円の年間保険料⇒31,937円</li> <li>◎医療費⇒労災から全額補償</li> <li>◎休業給付金⇒労災から1,000,000円を受給(休業50日分、待機期間3日を除く)(特別支給金とあわせて給付基礎日額の80%)</li> </ul> <p>【みらいふ労災共済からの補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎みらいふ労災共済の特別加入給付基礎日額25,000円の年間掛金⇒4,288円</li> <li>◎みらいふ労災共済から休業共済金⇒250,000円を受け取り(給付基礎日額の20%)</li> </ul>	<p>【労災保険とみらいふ労災共済で100%の補償】</p> <p>特別加入にかかる年間保険料が31,937円にもかかわらず、医療費(治療)の全額と休業補償として1,000,000円(1日あたり20,000円 特別支給金含む)の給付を受け、さらにみらいふ労災共済(Ⅲ-A型に加入)の掛金も4,288円とわずかな金額で休業共済金250,000円を受け取ることができました。</p> <p>補償の内容とともに、これらの「みらいふ労災共済」掛金は全額「経費」として処理できることにも代表者様は大変メリットを感じていらっしゃいました。</p>